

建設業BCP推進事業受託者募集要領

今後30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震等の大規模災害時には、地域の建設企業等は迅速な人命救助や公共土木施設の応急対策が求められることから、災害時に建設企業等が被災しても速やかに事業再開するための「事業継続計画」（「建設業BCP」）を策定しておくことが地域の安全・安心のために重要であります。

このため、県では建設会社の「建設業BCP」を県内に広く普及促進するため、「えひめ建設業BCP等審査会」を設立しました。

今回、事業の早期執行を目的として、この審査会の運営を委託するため、以下の要領により受託者を公募します。

1 委託事業の内容

別紙仕様書のとおり

2 入札要件

入札参加申請書を提出しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 愛媛県内に本店を有する者であること。
- (2) 過去5年間に国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に掲げる業務のいずれかの受注実績を有する者であること。
 - ア 同種業務：地域防災や企業の事業継続計画策定に関する委員会および協議会における県発注業務の運営補助
 - イ 類似業務：地域防災や企業の事業継続計画策定に関する委員会および協議会における県発注業務以外の運営補助
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に関係する以下の者でないこと。
 - ア 暴力団員等（役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）がこれに該当する場合を含む。）
 - イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(6) 愛媛県税に関し未納がない者であること。

3 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、活動内容や同種又は類似の業務の実績等を勘案し選定します。選定した業者から、見積りを徴することとします。

4 入札参加方法

提出書類に必要事項を記入のうえ、提出期限までに、下記の提出先に持参又は郵送（提出期限日必着）してください。

5 提出書類

- (1) 入札参加申請書（別記様式第1号）
- (2) 建設業BCP推進事業応募者の活動内容（別記様式第2号）
- (3) 同種又は類似の業務の受注実績調書（別記様式第3号）

6 提出先

以下の担当部局に提出すること。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（県庁第一別館4階）

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室 企画調整G 武田

TEL 089-912-2647 FAX 089-912-2653

Email : gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp

7 提出期限

令和5年4月26日（水）17:00必着（持参または郵送）

8 公募に関する問い合わせ

この公募に関して質疑がある場合には、原則として、電子メールにより受け付ける。

なお、件名は「建設業BCP推進事業受託者募集に関する照会」とし、上記6に示すメールアドレスに送付すること。

(1) 受付期間

令和5年4月12日（水）から令和5年4月19日（水）17:00まで

(2) 提出された質問に対する回答

令和5年4月20日（木）から令和5年4月24日（月）の期間にて、電子メールにより回答する。